

# 2016年度 事業報告書

特定非営利活動法人  
大阪精神医療人権センター

## 第1 事業期間

2016年4月1日～2017年3月31日

## 第2 事業の成果

### 1 事業の概要

当センターは、精神医療および社会生活における精神障害者の人権を擁護する活動を行うとともに、それを通じて精神障害者に対する社会の理解を促進し、障害の有無にかかわらず、人間が安心して暮らせる社会に一步でも前進させるべく貢献することを目的として、①声をきく（患者さんの訴えを聞き、病院に伝えることを支援する）、②扉をひらく（精神科病院を開かれたものにする）、③社会をかえる（安心してかかる精神医療を実現する）という3つの重要な価値観（ビジョン）のもとで、(i)精神科病院に入院する方々（以下「入院者」という。）への個別相談（手紙、電話及び面会）、(ii)精神科病院への訪問活動・情報公開及び(iii)精神医療及び精神保健福祉に関する政策提言活動を行っている。

### 2 入院者への個別相談（手紙、電話及び面会）

- (1) 当センターでは、精神障害者に対する人権侵害を未然に防止し、侵害が行われた場合には、迅速に救済活動を行う必要があることから、電話および投書・FAX・メール、面談による相談事業を行い、精神障害者の権利擁護に一定の貢献をしてきた。面会活動の回数は年々増加しており、面会活動の必要性は高い。
- (2) 2016年度は、個別相談活動の維持及び充実のために、2016年9月に個別相談ボランティア養成講座を開催した。講座には14名の参加があり、5名が新たに個別相談に参加した。

### 3 精神科病院への訪問活動・情報公開

- (1) 2009年度からスタートした「精神科病院に入院中の人の人権の尊重に配慮した、より良好な療養環境の維持、発展」を目的とした「大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会制度」（療養環境サポーター制度）に基づく病院訪問活動に2016年度も積極的に参加した。

具体的には訪問者の日程調整を行い、精神科病棟を訪問し、療養環境を視察するとともに、利用者（入院者）の生の声を聞き、情報提供等を行い、その結果を検討協議会に報告して検討するなどの一連の活動を継続して行った。

2016年度は12病院への訪問活動を実施した。病院訪問後に作成する報告書は、検討協議会事務局に提出し、検討協議会事務局がこれを当該病院に送付して意

見・弁明等を求め、検討協議会では、報告書とそれに対する当該病院からの意見等をもとに検討され、その検討結果をあらためて当該病院に送付し問題点の改善等を求めるという作業を行っている。多くの病院は、すぐに対応できそうな事項については、検討・改善を約束し、短期間のうちに改善した旨の回答をくれており、長期的に検討を要する事項については、療養環境サポーターの意見を参考、あるいは考慮するという姿勢を示している。また、本事業では、病院訪問活動で出逢う入院者には、地域の福祉施策の情報提供も行っており、病院の外から病棟内への情報伝達の機能も担っている。

- (2) 上記訪問活動をさらに充実させるために、訪問活動の実施前後の情報共有及び報告書の意見交換を活発化させるために、理事や運営会員が参加する訪問活動メーリングリスト（ML）を設置し、また、訪問活動を充実させるための課題整理を行い、訪問活動の経験、ノウハウを整理するための基盤整備に着手した。
- (3) なお、2016年度も、大阪府立精神医療センター医療観察法病棟での権利擁護活動については継続している。

#### **4 精神医療及び精神保健福祉に関する政策提言活動**

- (1) 当センターは、社会をかえる（安心してかかれる精神医療を実現する）という重要な価値観のもとで、精神医療及び精神保健福祉に関する声明等を発表している。これらの声明等は当センターのウェブサイト（<https://www.psy-jinken-osaka.org/>）や人権センターニュースに掲載している。
- (2) 2016年度は、2016年5月28日、当センターの総会・記念講演会の参加者一同において、精神保健福祉法の定める精神障害を理由とする強制入院制度を根本から見直すとともに、入院者の権利行使を支援する制度を早急に創ることを求める旨の声明を発表した。

また、2016年7月26日に相模原市の障害者施設で発生した殺傷事件に関し、報道機関に対し精神障害者に対する偏見の助長、拡大が危惧されたため、①要望書を提出するとともに、厚生労働大臣に対し②措置入院制度の運用のあり方について見直しのための有識者会議の設置及び③精神障害者に対する監視と管理を強化する方向の中間取りまとめに対する反対意見を提出した。

さらに、2017年2月28日、政府は相模原障害者殺傷事件を受け、精神保健福祉法の改正法案を閣議決定した。同法案は、措置入院の解除・退院から通院に至る過程で警察を含む関係行政機関と医療機関等によるネットワークを構築し、措置入院者に対する情報を共有し、措置入院者が退院後に継続的な医療等を確実に受けるよう、監視・指導を行う等というものであったため、同法案改正に反対する意見書を提出した。

- (3) また、2016年度は、政策提言活動をより充実させるために、権利擁護システムに関する勉強会と認知症の人の権利擁護に関する勉強会を開催した。それらの成果は2016年6月号、8月号及び2017年2月号の人権センターニュースでそれぞれ紹介した。
- (4) さらに、当センターが主催する講演会を2016年5月と11月に開催し、また、

他団体と共催する講演会を2016年5月、11月及び2017年3月に開催した。

### 第3 事業の実施状況

#### 1 特定非営利活動に係る事業

##### (1) 事業名「投書又は電話による相談事業」

電話相談活動については、当センター事務所において毎週水曜日の午後2時から5時までの相談日を中心に週2回以上、主に精神科病院に入院中の方を対象に実施した。投書・FAX・メールによる相談活動については、随時行った。それぞれの相談件数は、次のとおりであった。

《相談件数》

	2016年度	2015年度	2014年度
①電話	830件	679件	750件
②投書	36件	30件	52件
③FAX	2件	5件	4件
④メール	4件	6件	6件
合計	872件	720件	812件

《相談内容》

「退院したい」「退院させたい」、「面会に来てほしい」、「医師の対応が冷たい」、「職員から言葉の暴力を受けた」、「薬の内容に不安、詳しい説明が欲しい」、「小遣いがもてない。どのように管理されているかわからない」、「散歩・外出が自由にできない」、「治療内容の説明がほしい」、「職員から暴力を受けた」等

##### (2) 事業名・『精神科病院等への面会活動及び訪問活動』

#### ア 面会活動

精神科病院入院者を対象にした面会活動を行った。相談内容により、面会活動の担当者を決めることになるが、退院後の不安を抱える入院者には当事者や医療福祉従事者等が面会に行き（原則として2人1組）、また、虐待等の人権侵害案件や精神保健福祉法上の退院請求・処遇改善請求が必要となる場合は、弁護士等の専門家と連携して個別相談を進めるようにしている。

《面会の回数・病院数・相談者数》

	2016年度	2015年度	2014年度
面会回数	29回	12回	5回
病院数	12病院	10病院	4病院
相談者数	38名 (新規16名)	13名	5名

《相談内容》

相談内容は、退院したい26件、外出したい1件、私物管理について1件、治療や退院について説明をしてほしい1件、その他10件

《相談者について》

性別 男性20名、女性18名  
 入院形態 任意入院4名・医療保護入院29名・不明5名  
 病棟 開放病棟4名・閉鎖病棟34名

面会した入院者とのつながりを持ち続けるために面会後は積極的にハガキを送付した。面会した入院者の実人数は22名であり、そのうち2名は退院し、20名は電話相談・手紙のやりとり、面会を継続している。そのうち1名は病院ケースワーカーの支援による退院に向けた準備が始まっている。

**イ 大阪府立精神医療センター医療観察法病棟での権利擁護活動**

この活動では、法律専門職である弁護士と当センターの職員が連携、協力して、入院者と面会し、当センターが長年蓄積してきたノウハウや情報を提供し、相談を受けるとともに、法的観点からの助言を行った。

《活動の回数・相談者数》

	2016年度	2015年度	2014年度
回数	6回	6回	6回
相談者数 (新規)	10名 (新規1名)	15名 (新規6名)	10名 (新規5名)

**ウ 療養環境サポーター活動での病院訪問活動**

「大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会制度」(療養環境サポーター制度)に基づく病院訪問活動に2016年度も積極的に参加した。訪問した医療機関に対する検討依頼事項と回答の一例は**別紙1**のとおりである。

また、2か月に1回開催される大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会には当センターの理事2名が委員、事務局長が臨時委員として出席し、病院訪問報告と療養環境の改善に向けて意見を述べた。当該協議会の開催状況は**別紙2**のとおりである。

《訪問回数》

	2016年度	2015年度	2014年度
訪問回数	12回	12回	12回

《2016年度の訪問日・訪問先》

訪問年月日	医療機関名	サポーター参加人数
2016年 4月 11日	汐の宮温泉病院	4
6月 1日	大阪赤十字病院	2
6月 10日	藍野病院	6
7月 13日	金岡中央病院	4

8月	4日	木島病院	4	
9月	16日	関西医科大学総合医療センター	4	
10月	21日	紀泉病院	6	
11月	21日	和泉中央病院	4	
12月	12日	美原病院	6	
2017年	1月	30日	楓こころのホスピタル	5
	2月	6日	小阪病院	6
	3月	3日	浜寺病院	8

### (3) 事業名「啓発・広報に関する事業」

#### ア 人権センターニュースの発行 6回（各回約800部発送）

- 4月号 「障害者差別解消法で何が変わるか」「意思決定支援と権利擁護」
- 6月号 特集：求められる権利擁護制度について1
- 8月号 特集：求められる権利擁護制度について2・定時総会報告
- 10月号 特集：イタリアの精神保健から学ぶ
- 12月号 31周年記念講演会「意思決定支援」と「権利擁護制度」の今後を考える 報告
- 2月号 特集：認知症の人の権利擁護

#### イ ホームページ・ブログ・フェイスブックの更新

ホームページについては2016年9月にリニューアルした。当センターの活動、大阪府内の精神科病棟の情報を知りたい方や病院訪問活動の視点を知りたい方に向けて情報提供を強化した。

<http://www.psy-jinken-osaka.org/>

#### ウ メルマガ「扉よひらけ」の発行（会員限定）月1回

#### エ 講演会・シンポジウム・研修の開催

<b>1 認定NPO大阪精神医療人権センター定時総会・記念シンポジウム</b>	
(1) 日時	2016年5月28日（土）13:30～16:30
(2) 会場	エルおおさか 大会議室
(3) 内容	記念講演会・パネルディスカッション 「意思決定支援」と「権利擁護制度」の今後を考える 講師：竹端寛氏（山梨学院大学教授） パネリスト：彼谷哲志氏（当事者・精神保健福祉士）、西川健一氏（精神保健福祉士）、東奈央氏（弁護士） 司会進行：山本深雪（当センター副代表）、吉池毅志（当センター理事）
(4) 参加者	180名

\*日本財団助成事業

## 2 認定NPO大阪精神医療人権センター設立31周年記念講演会

- (1) 日時 2016年11月19日(土) 13:30~16:30
- (2) 会場 エルおおさか 南ホール
- (3) 内容 記念講演会・パネルディスカッション  
「意思決定支援」と「権利擁護制度」の今後を考える 第2弾  
講師：北野誠一氏(NPO法人おおさか地域生活支援ネットワーク)  
パネリスト：たにぐちまゆ氏(当事者)、遠塚谷富子氏(元関西福祉科学  
大学教授)、本田建二氏(弁護士)
- (4) 参加者 120名  
\*三菱財団助成事業

## 3 認定NPO大阪精神医療人権センター個別相談ボランティア養成講座

- (1) 日時 2016年9月日(土) 13:30~16:30
- (2) 会場 大阪弁護士会館11階 1110会議室
- (3) 内容 人権センターの活動紹介  
面会活動の意義・必要性面会活動の実際  
精神障害者の人権を保障すること  
個別相談の具体的な流れ  
意見交換
- (4) 参加者 14名

## 4 医療観察法廃止全国集会

ア 「医療観察法は廃止されるしかないー批判的関与の現状と課題ー」

- (1) 日時 2016年7月24日(日) 13:30~16:30
- (2) 会場 中野区産業振興センター(旧勤労福祉会館)地下1階多目的ホール
- (3) 内容 講師 中島直氏(医療法人社団新新会多摩あおば病院 精神科医)
- (4) 参加者 130名
- (5) 共催 心神喪失者等医療観察法をなくす会/国立武蔵病院(精神)強制・隔離入  
院施設問題を考える会/心神喪失者等医療観察法(予防拘禁法)を許す  
な!ネットワーク

イ 「講演&ビデオ 重度知的障害/自閉の息子の自立生活~相模原事件から考える~」

- (1) 日時 2016年11月20日(日) 13:30~16:30
- (2) 会場 アカデミー茗台 レクリエーションホールB(1F)
- (3) 内容 講師 岡部 耕典氏(早稲田大学)
- (4) 参加者 85名
- (5) 共催 心神喪失者等医療観察法をなくす会/国立武蔵病院(精神)強制・隔離入  
院施設問題を考える会/心神喪失者等医療観察法(予防拘禁法)を許す  
な!ネットワーク

<b>5 「法を変え、社会を変える-イタリア精神保健55年の蓄積に学ぶ」</b>	
(1) 日時	2016年9月24日(土) 13:30~16:30
(2) 会場	大阪弁護士会館2階 203・204会議室
(3) 内容	講師 マリア・グラツィア・ジャンニケッダ氏(社会学者) 司会 大熊一夫氏・竹端寛
(4) 参加者	230名
(5) 共催	(大阪弁護士会/バザーリア映画を自主上映する180人のMattoの会)
<b>6 「認知症の人の権利擁護」</b>	
(1) 日時	2017年3月11日(土) 17:30~20:00
(2) 会場	AP 大阪梅田茶屋町
(3) 内容	講師 上野秀樹氏(精神科医) パネリスト 李俊彦氏(精神科医)、中西基氏(弁護士) 司会 堤俊仁(精神科医)
(4) 参加者	160名
(5) 共催	大阪弁護士会、大阪精神科診療所協会、日本精神神経科診療所協会 *三菱財団助成事業

## オ 掲載・配信

市民活動総合情報誌『ウォロ』2016年12月・2017年1月号、大阪ボランティア協会、「【特集】障害者差別解消法の『合理的配慮』と市民活動」

## カ 寄稿

- ① 雑誌『精神治療学』2016年10月号、星和書店「『入院患者のための個別相談』および『精神科病院への訪問活動』から考える権利擁護システムの構築に向けて」
- ② 雑誌『ノーマライゼーション』2016年11月号、日本障害者リハビリテーション協会、「精神科病院の情報～精神保健福祉資料の分析と公開～」

## (4) 事業名・『調査研究活動』

### ア 病院訪問活動で得られた情報等

病院訪問活動で得られた情報、情報公開条例に基づき開示された「精神保健福祉資料」の集約・分析を行ない、人権センターニュースで公表した。

## イ 勉強会の開催

### ① 権利擁護システムに関する勉強会

第3回 2016年4月9日(土) 参加者16名

講師 北野誠一氏(NPO法人おおさか地域生活支援ネットワーク理事長)

## ② 認知症の人の権利擁護に関する勉強会

第1回 2016年7月17日（日）参加者10名

「精神保健福祉資料の数値からみた精神科病院と認知症」

「新オレンジプランの問題点」

第2回 2016年8月30日（火）参加者11名

「認知症の人が精神科病院に入院する背景」「増加する行動制限」

第3回 2016年10月16日（日）参加者15名

「認知症と精神科医療を考える」

講師 荒田寛氏（龍谷大学教授）

第4回 2016年11月27日（日）参加者15名

「精神科病院と認知症～家族の立場から～」

講師 坂口義弘氏（認知症の人と家族の会 大阪府支部代表）

## （5）事業名・『国・地方自治体への働きかけ』

### ア 国・地方自治体等の会議

- ① 大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会（別紙2のとおり）
- ② 堺市精神保健福祉審議会
- ③ 大阪府社会福祉協議会運営監視小委員会
- ④ 大阪後見支援センター運営協議会

### イ 意見書等

#### ① 強制入院制度の抜本的見直しを求める声明

長年「収容主義」と批判されてきた日本の精神医療は、今日でも精神科病院の入院者数が約29.7万人（人口1万人当たり約23人）に達しており、世界的にみても突出して多い。社会的入院の解消もほとんど進んでいない。それに加え、近年入院者に対する隔離や身体拘束が増えつづけ、とくに身体的拘束はこの10年で2倍となっている。人身の自由を剥奪された精神障害者の状況は、現在でも非常に深刻な状態にある。

そのため、当センターは、2016年5月28日、当センターの総会・記念講演会の参加者一同において、精神保健福祉法の定める精神障害を理由とする強制入院制度を根本から見直すとともに、入院者の権利行使を支援する制度を早急に創ることを求める旨の声明を公表した。

#### ② 相模原市障害者施設殺傷事件に関する声明

2016年7月26日に相模原市の障害者施設で発生した殺傷事件に関し、この事件と精神障害とを結びつけるような報道がなされ、精神障害者に対する偏見の助長、拡大が危惧されたため、2016年7月28日、報道機関に対して、「要望書～相模原市障害者殺傷事件に対する報道について～」を提出した。

上記事件の加害者が精神障害者であったかどうか、措置入院の要件を満たしているかどうかを含め実態の解明がなされていないにもかかわらず、厚生労働省は、措置入



院制度の運用のあり方について見直しのための有識者会議を設置する方針を固めたという報道がなされ、この有識者会議において精神医療を治安の道具にするような議論が予想されたため、当センターは、2016年8月1日、厚生労働大臣に対して、この有識者会議の設置に強く反対する旨の「申入書～相模原市障害者殺傷事件に対する政策の議論のあり方について～」を提出した。

上記申入れにもかかわらず、有識者会議が設置され、精神医療を治安の道具にするような議論が実際になされ、9月14日、厚生労働省を中心にした「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」が事件の検証結果を「中間とりまとめ」として公表したが、この中間取りまとめは、現行の精神医療制度のもとで精神障害者が地域社会で共生できていない現実に対する認識が欠け、逆に精神障害者に対する監視と管理を強化する方向で議論が進められた。そのため、当センターは、2016年10月4日、厚生労働大臣に対して、精神障害者との共生社会を阻んでいる精神保健福祉法上の強制入院制度の廃止を含む見直しを求めるとともに、精神障害者が地域で平穏に暮らし、安心してかかれる精神医療を実現するための受け皿づくりを検討課題にすることを強く要望する旨の「申入書～「中間とりまとめ」に対する意見と要望～」を提出した。

### ③ 精神保健福祉法「改正」に反対する意見書

2017年2月28日、政府は相模原障害者殺傷事件を受け、精神保健福祉法の改正法案を閣議決定した。同法案は、措置入院の解除・退院から通院に至る過程で警察を含む関係行政機関と医療機関等によるネットワークを構築し、措置入院者に対する情報を共有し、措置入院者が退院後に継続的な医療等を確実に受けるよう、監視・指導を行う等というものであった。

そのため、当センターは、以下の反対理由A)からD)のとおり、改正法案に強く反対する旨の意見書を提出した。

- A) 改正法案は、脱施設化・地域医療化、任意・自発的医療化に向かう国際的潮流と真逆の方向を目指すものであり、到底容認できない。
- B) 改正法案は、精神医療が治安の道具ではないにもかかわらず、精神医療を治安目的として利用し、入院者に対する管理・監視を強め、精神障害者の人権を侵害し、精神障害者に対する差別と偏見を助長するものである。
- C) 改正法案は、相模原事件が措置入院者への処遇や退院後の対応の仕方に問題があったために生じたかのような誤った前提に立つものであり、法改正の理由も必要性もない。
- D) 改正法案は、(i) 精神医療に治安維持の責任を真正面から求めていること、(ii) 入院の長期化を招くこと、(iii) 精神障害者のプライバシー権をはく奪すること、(iv) 対象者に対する差別・偏見を助長すること、(v) 医療関係者と入院者間の信頼関係を根底から破壊する可能性があること、(vi) 漠然たる危惧感に基づき長期又は永続的な監視体制を築き上げてしまうこと等各論的にも多くの問題点を抱えている。

## ウ 講演活動

別紙3のとおりである。

## エ 他団体の研修等に参加

- ① 2016年7月19日 大阪弁護士会 経験交流会
- ② 2016年8月16日 大阪ボランティア協会から活動・財務・広報についての聞き取り
- ③ 2016年9月12日 商工信金社会福祉貢献賞10周年記念シンポジウム・交流会
- ④ 2016年9月25日 イタリア精神保健意見交換会と交流会
- ⑤ 2016年12月3日 日本弁護士連合会 経験交流会「退院・処遇改善請求手続における弁護士の活動」

## 2 その他の事業

実施していない。

## 3 上記1及び2以外の事業

実施していない。

## 第4 社員総会の開催状況

別紙4のとおり。

## 第5 理事会の開催状況

別紙4のとおり。

以上

## 訪問した医療機関に対する検討依頼事項と回答（一例）

検討していただきたいと伝えた事項	回答
<p><b>【診察について】</b></p> <p>前回訪問時の報告書に対し、病院からは「薬の説明や病名説明等、入院時には必ず行っておりますが、再度患者に確認を行い、説明及び情報提供を行ってまいります」との回答だった。しかし、今回も治療計画書は「ある」と言う患者と「知らない」と言う患者がいた。薬の説明は「ない」「聞いてない」との声が多く聞かれた。外出できない理由を知らないまま、仕方ないと思って過ごしている患者もいた。</p> <p>入院治療の目的と治療方針及び入院期間の目処、退院の見通しやその条件、薬物療法の内容や予測される副作用、行動制限の理由と解除の条件等については、入院時や行動制限の開始時、患者が忘れてしまった場合や説明が求められたときだけ説明し直すというのではなく、診察では常にそのことを念頭にした説明がなされるべきではないだろうか。診察時には患者がこれらを十分に理解し、納得できるような説明をしていただきたい。</p>	<p>〔回答〕</p> <p>入院時には、患者様に対して入院診療計画書を作成し個々に説明を行っております。</p> <p>診察時には、より一層丁寧にわかりやすい言葉で説明を行ってまいります。</p>
<p><b>【退院に希望の持てる情報提供や支援を】</b></p> <p>患者から「住む場所がないから」「お金がないから」「父親がいなくなると一人きりになるから」などの理由で退院できないでいるとの声があった。退院して地域で生活することを可能にするさまざまな情報が、十分に提供されないことは、患者の希望や意欲を失わせることにつながる。退院は必ずしも家族と同居することがその条件ではないこと、地域には単身生活をサポートする社会資源があること、そのようなことについて相談し援助することのために精神保健福祉士などがいることを積極的に患者に伝えていただきたい。入院中の患者に対して、病院側が、診察・面談・ミーティング等を通して、また掲示・配布などにより、積極的に情報を提供していくことを検討していただきたい。（略）</p>	<p>〔回答〕</p> <p>当院では、退院促進の為の会議を月に 2 回行っており、各病棟では、退院の相談を出来る体制をとっています。退院に向けては、就労継続支援 B 型施設への仮利用や、ケースワーカーによる一般の低家賃アパート等の紹介、デイケアの 1 日体験等をしており、自宅に退院できない方も含めた退院促進を実施しています。今回ご指摘の件に関しましては、担当職員が積極的な対応ができるよう研修等を通じて改善します。</p>

<p><b>【ベッド周りのカーテンについて】</b></p> <p>ベッド周りのカーテンはベッドの左右だけで、足元側にはカーテンはなく、病室内を歩くと、ポータブルトイレを使用している姿が他の患者に見える状況だった。患者のプライバシーに配慮して個人の尊厳を守り、患者が安心して過ごせる療養環境を提供するために、ポータブルトイレを使用する際に他人から見られることのないよう、ベッド周りの全部を囲うカーテンの設置について検討をお願いしたい。</p>	<p>〔回答〕</p> <p>設置します。</p>
<p><b>【診察室について】</b></p> <p>診察室の廊下側に透明の窓があるため中が丸見えになる病棟があった。患者が安心して診察を受けられるようにするためにも、診察の様子が廊下から見えることを防げるようにスモークを貼る等を検討していただきたい。</p>	<p>〔回答〕</p> <p>ついでに、スクリーン等で対応します。</p>
<p><b>【公衆電話について】</b></p> <p>前回訪問時、公衆電話が詰所前や人通りの多いところに置かれ、囲いなどはなかったことについて、「ボックスなどを設置することは困難と思われませんが、簡易ブースのような構造を検討したいと思います」との回答をいただいていたが、今回訪問時、簡易ブース等プライバシーへの配慮のための工夫等はなされていなかった。現在建設中の新病棟では患者個人の尊厳やプライバシーが守られ、安心して使える公衆電話にしていきたい。また、新病棟に移動するまで3年かかる病棟もあるとのことなので、それまでの間、上記の状態を放置することなく、既存の病棟に簡易ブースや仕切りの設置などできる工夫を検討していただきたい。</p>	<p>〔回答〕</p> <p>移動するまで3年かかる病棟については簡易ブースを作成いたします。</p>
<p><b>【金銭の自己管理と明細の発行について】</b></p> <p>病院全体として金銭を自己管理している患者は少ないようだった。金銭の自己管理を進めている病院では、患者からの不安や訴えには個別に対応しながら代理行為を減らし、退院に向けての支援を進める取り組みの一環として、金銭の自己管理や収支明細の発行を進める努力をされていた。ぜひ当院でも、収支明細が発行できることを積極的に患者に知らせ、金銭の自己管理を増やす方向で検討していただきたい。</p>	<p>〔回答〕</p> <p>金銭の自己管理につきましては、開放病棟に入院されております患者様が一部おられますが、現在も病院全体のシステムとして行っておりません。ご指摘の通り、退院支援の一環として有効だと考えます。今後、検討していきたいと考えます。また、収支明細の発行につきましては、ご希望があれば、事務所以外の各病棟内におきましても、随時発行できます。患者様への周知に関し、工夫してまいります。</p>

<p><b>【禁止や制限への説明について】</b></p> <p>複数の患者から「外出したい」との声があり、外出ができない理由を聞くと「(主治医から)説明を受けていない」「聞いてもいいのか」という回答が多かった。また、「シャンプーの貸し借り、売店で購入したものを分け合うことについて『あかん』と言われ、理由を聞くと『ルールだから』との説明だった。納得いかないがそれ以上聞けない」との声があった。</p> <p>患者の行動を制限したり、行為を禁止したりする場合には、その治療上の理由を患者に十分説明し、納得を得なければならない。また、行動制限最小化の原則に従い、どこで、いつまで等制限の条件を明示しなければならない。患者の個別的な治療上の根拠なしに、「ルールだから」等の管理上の理由で個別患者の行動を制限、禁止することはあってはいけないのではないだろうか。</p>	<p>〔回答〕</p> <p>物品の貸し借りについては病状で判断能力が低下している方も多く、患者間のトラブルとなるため、入院時のオリエンテーションで説明しています。</p> <p>理解が十分出来ない方については「ルールだから」ではなく、患者さまに応じた説明をしていくよう職員へ再度指導していきます。</p>
<p><b>【意見箱の活用】</b></p> <p>投書内容やその回答についての掲示は1階ロビーにあり、各病棟内にはなかった。意見箱への投書及びそれに対する回答を公開する（掲示や過去の分もファイルなどにして置いておく）ことは、療養環境を更に良くすることや、患者らが納得して治療に専念することにつながるのではないだろうか。意見箱の更なる活用に向けて、意見箱への投書内容と回答を病棟内に掲示することを検討していただきたい。</p>	<p>〔回答〕</p> <p>意見箱は各病棟に配置、投書用紙は近くに置く様にいたします。</p> <p>意見箱への投書内容と回答を各病棟内に掲示する様にいたします。</p> <p>過去の分もファイルして置いておき、閲覧できるようにしていきます。</p>
<p><b>【患者のプライバシー保護や個別対応と管理のしやすさについて】</b></p> <p>病棟では廊下の掲示板等に、テレホンカードの注文、理容と美容申込み、選択メニューを選ぶための書式が誰にでも見えるところに掲示されていた。患者氏名が一覧になっていて、患者が○印をつけるようになっていた。また、デイルームのテーブルには、その場所に座る患者の氏名を書いたテープが貼られていた。訪問後の意見交換では、トラブル防止など、管理上職員にとっての便利さと患者のプライバシーのどちらを優先するのか、個別対応がどこまでできるのかということについて意見交換し、病院からは、名前の一覧の掲示やデイルームのテーブルに全員の名前を貼ることについて改善したいとの回答だった。これらのこと以外でも改善できることが</p>	<p>〔回答〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デイルームのテーブルに患者名を貼ることは、患者間トラブルを防止するために以前はほとんどの病棟で行っていたが、現在5病棟のみである。その理由は当該病棟は急性期の患者が多いのと、長期でも重度の人が多いため患者間のトラブルが多く、傷害事故の懸念が強いために以前の慣習が残っていた。今後患者間と職員間のミーティングにて行わない方向に検討する。</li> <li>・テレホンカードの購入等の患者氏名一覧は見えないように方法を検討する。</li> </ul>

ないか、この視点で院内を点検して検討していただきたい。

-----

テーブルには患者の名前がテープで貼られ、名前の他、コーヒー等、その患者の飲物に関する情報もテープで貼られていた。トラブル等の防止など、管理上職員にとっての便利さと患者のプライバシーのどちらを優先するのか、個別対応がどこまでできるのかということに関する事だと感じた。飲物に関する情報までテーブルに貼ることに違和感を覚えた。検討していただきたい。

-----

〔回答〕

テーブルに患者氏名をテープに貼らせていただいている理由としては、座席を明確にする必要があります。その理由として、保健所からの指導として結核等の感染症者が発生した場合の追跡調査として、感染の可能性が高い食事における接触者を明確にするよう言われています。本来は、誰がどこに座ったのかを毎日の記録でよかったのですが、座席の取り合いや患者間でのトラブルが頻発したため、患者様からの要望によりテープにて氏名を貼らせていただき座席を決めさせていただいています。現状としては、最善の方法かと考えております。ただし、飲み物についてまで表示することについては、プライバシーへの配慮が足らなかったと見え、表示をはずします。

以上

## 大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会の開催状況

	開催日	報告・検討した医療機関
第1回	2016年5月27日	大阪大学医学部附属病院神経科・精神科 丹比荘病院
第2回	2016年7月22日	汐の宮温泉病院 大阪赤十字病院
第3回	2016年9月23日	藍野病院 金岡中央病院
第4回	2016年11月25日	木島病院 関西医科大学総合医療センター
第5回	2017年1月27日	紀泉病院 和泉中央病院
第6回	2017年3月17日	美原病院 楓こころのホスピタル

会場：大阪府こころの健康総合センター 会議室

以上

## 講演活動

日程	主催者	テーマ	開催地	講師
2016年 4月16日	枚方市社会福祉協議会	ボランティア電話相談員 研修	大阪	上坂
4月23日	精神保健従事者団体懇談 会	精神保健福祉法改正後の 現状と課題	東京	谷口
6月15日	紀南こころの医療センタ ー	院内研修	和歌山	山本
6月27日	立命館大学産業社会学部	「精神障害者の人権と暮 らし」	京都	山本
7月15日	障害者の自立と完全参加を 目指す大阪連絡会議(障大連)	人権と尊厳を軸とした精 神保健への転換を	大阪	有我
9月10日	(公社)大阪府精神障害者 家族会連合会(大家連)	精神保健福祉講座	大阪	有我
9月18日	高槻市精神障害者家族連 絡協議会	市民精神保健講座 大阪精神病院事情について	大阪	山本
9月25日	日本ホスピス・在宅ケア 研究会	認知症と精神科病院	兵庫	山本
10月8日	NPO法人ハートフル	意思決定支援に関するフ ォーラム	兵庫	山本
10月8日	日韓・精神医療の人権を 考える集い実行委員会	日韓・精神医療の人権を 考える集い	兵庫	有我
10月25日	病棟転換型居住系施設に ついて考える会	行動制限について	東京	有我
11月6日	大阪精神保健福祉協議会	相模原事件と精神障害者	大阪	大槻
11月9日	大阪市こころの健康セン ター	ピアヘルパー養成講座	大阪	山本
12月3日	「法と精神医療」学会	人権センターの歴史と活 動内容について	京都	吉池
12月4日	日本生命倫理学会	「生命と尊厳－患者虐待 事件は過去のものか」	大阪	吉池
12月11日	心の旅の会	映画「ふたつめの影」 上映会・講演会	静岡	有我
2017年 1月16日	社会福祉法人萌 ぼると・ベル	住民講座「大阪の精神病 院事情について」	奈良	山本
1月19日	長崎県精神障害者連絡会	ピアサポーター養成セミ ナー	長崎	山本



2月24日	大阪ボランティア協会	非営利法人格の選択と制度を考えるフォーラム	大阪	細井
2月25日	生駒精神障害者ひだまり後援会 (共催 社会福祉法人萌)	生駒市こころの市民講座「入院・退院・地域での暮らし」	奈良	山本
3月8日	岡山県精神障害者社会福祉事業者協議会	相模原事件からのメッセージ	岡山	山本
3月11日	全国精神障害者地域生活支援協議会(ami)中国支部	あみ広島県研修会	広島	谷口

以上

## 社員総会及び理事会の開催状況

## 1 社員総会の開催状況

## 第17回定時総会

日 時	2016年5月28日
場 所	大阪府中央区北浜東3-1-4 エルおおさか大会議室
運営会員総数	23名
出席運営会員数	22名（うち委任状出席者数4名）
内 容	
第1号議案	2015年度事業報告書承認の件
第2号議案	2015年度収支計算書（財産目録、貸借対照表を含む）承認の件
第3号議案	2016年度事業計画承認の件
第4号議案	2016年度収支予算承認の件
第5号議案	新役員選任の件
第6号議案	定款の一部変更承認の件
	審議の結果、全員異議なく全議案を承認、可決した。

## 2 理事会の開催状況

## 第1回理事会

2016年4月27日

## 内 容

- ・定時総会の議案の検討
- ・2015年度事業報告書（案）検討
- ・2015年度収支計算書（案）検討
- ・2016年度事業計画書（案）検討
- ・2016年度収支予算書（案）検討
- ・新役員選任（案）検討
- ・定款の一部変更（案）検討
- ・広報について（ホームページ・人権センターニュース）
- ・新運営会員の紹介
- ・個別相談活動についての報告と検討
- ・訪問活動の報告と検討
- ・政策提言について検討（権利擁護システム）

## 第2回理事会

2016年5月25日

## 内 容

- ・2015年度事業報告書（案）検討、承認
- ・2015年度収支計算書（案）検討、承認
- ・2016年度事業計画書（案）検討、承認
- ・2016年度収支予算書（案）検討、承認
- ・新役員選任（案）検討

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款の一部変更（案）検討</li> <li>・個別相談活動についての報告と検討</li> <li>・訪問活動の報告と検討</li> <li>・政策提言について検討（総会・記念講演会 参加者一同声明）</li> </ul>
第3回理事会 内 容	<p>2016年6月22日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別相談活動についての報告と検討</li> <li>・訪問活動の報告と検討</li> <li>・政策提言について検討</li> </ul> <p>（31周年記念講演会の内容の検討・認知症の人の権利擁護）</p>
第4回理事会 内 容	<p>2016年7月27日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別相談活動についての報告と検討</li> <li>・訪問活動の報告と検討</li> <li>・政策提言について検討</li> </ul> <p>（相模原市における事件について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年度事業について</li> </ul>
第5回理事会 内 容	<p>2016年8月24日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別相談活動についての報告と検討</li> <li>・訪問活動の報告と検討</li> <li>・政策提言について検討</li> </ul> <p>（相模原市における事件について）</p> <p>これからの精神保健医療福祉の在り方に関する検討会）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年度事業について</li> </ul>
第6回理事会 内 容	<p>2016年9月28日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動・広報・財務について</li> <li>・2016年度前半の報告</li> <li>・2016年度後半の予定</li> <li>・今年度の残された課題</li> </ul>
第7回理事会 内 容	<p>2016年10月26日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別相談活動についての報告と検討</li> <li>・訪問活動の報告と検討</li> <li>・政策提言について検討</li> </ul> <p>（相模原市における事件について）</p> <p>これからの精神保健医療福祉の在り方に関する検討会 認知症の人の権利擁護）</p>

第8回理事会 内 容	2016年11月30日 ・個別相談活動についての報告と検討 ・訪問活動の報告と検討 ・政策提言について検討 (相模原市における事件について これからの精神保健医療福祉の在り方に関する検討会) ・2017年度事業について
第9回理事会 内 容	2016年12月21日 ・2017年度事業計画について ・2017年度予算について
第10回理事会 内 容	2017年1月25日 ・個別相談活動についての報告と検討 ・訪問活動の報告と検討 ・政策提言について検討 (相模原市における事件について これからの精神保健医療福祉の在り方に関する検討会 2017年度定時総会記念講演会の内容について) ・2017年度事業について
第11回理事会 内 容	2017年2月22日 ・個別相談活動についての報告と検討 ・訪問活動の報告と検討 ・政策提言について検討 (相模原市における事件について これからの精神保健医療福祉の在り方に関する検討会 精神保健福祉法改正案について 2017年度定時総会記念講演会の内容について) ・2017年度事業について
第12回理事会 内 容	2016年3月22日 ・個別相談活動についての報告と検討 ・訪問活動の報告と検討 ・政策提言について検討 (精神保健福祉法改正案について 2017年度定時総会記念講演会の内容について) ・2017年度事業について ・広報及び財務について

以上